F B 0 6 1 1

l		報 ● 付 (日						令和	п 4 жь					1	質		樂進行		1		W Fin		別表等	100	青色	申告	-	-連	番号					
-		東京都渋谷区	乙渋谷	¥2	- 1	2 -	2 4	東州		谷科	元子分	省力	で形		法	人区	分	4	0	¥ 4114		11/3	180	*	整理	番号	1		1				If	T
i	税地	ビル5階			電話				3) 5			00	0.0		_	業 種	_		家 連 連	訪問に 移ほか	よる学	習指		税		年度	Ę	T		Ħ	7			1
7	リッナー	カブシキガイシ						0.		100		20			押てに	在八官司	心钳			7, 100, 大田西書日		mil.	ldir	袴	(至)	-				1			
±.	人名	株式会社	、モノ	1カ	1											非区		117) IS PAPE	T)	माजा	10 10 11	署		金額	1						1	
£	人番号	3 0 1	1	1	0	0	1	0	3	. 4	0	Ç) ()						-		-		bn.		年月		an I	<u></u>	is at	Tes:	- I		
7	リガヨ)	_ トクオカ	3	ンケ	き		-		285		-					税地及									通信日	ΠĦI	p#:	56	IT !	盲定	局	旨定	19 44 4	章 区
ľ	表者	徳岡 臣	紀												IH 13	- 人名								理	年月	В			4-	Fa	Ι,	Ц		
2	表者 所	東京都杉立パークスを	並区 茨窪	桃: 4	井 3 1 8	丁	目 1	1 0	番 1	. 号	П 1	ヤ	ル		添作	寸書 類	頁	を非政化の	対照を対している。	100円	正 第 第 第 で は 第	付 ± 12 分 投 格 相 編 再	上局) 資 ・ 勘 高 再 報 代 に に に に に に に に に に に に に	網	法人担	144	1911	K I	告		力		(ijitt)	ķ ř
		令和 3	3	年		4		月		1	E						法人	.税	確定確定	È		申台	吉書	N N	2年以 6付頭		18		Πç		調明出の子)
		令和 4	1	年		3	3	月	3	1	E	_	中	開申	告	明問	8	介和 令和	1	E 年 年	月月	-		f	連出 書 [法第			0	税	里士	去第3	 3条 出有	
		額又は欠損金 四[48の①])		ï		ľ		1	5 6	3 8	5	9	1	7	7	6	П	控		得税					116					1		i s		
		人 税 +(54)+(55)	額	- 20	П		Ü		1 2	2	1	7	3	1	1	2		除税	外	長六(-	-) 「60 税	り③ _{])} 額		F	1						1	. 4	5	3
	人税	頼の特別控除 表六(六)「4」)		3			Ī	Ï	1	2	1	9	4	6	2	2		額		表六(二) 「2		119		1	W								
4	引	法人税	額	1	F	ï		ii.	() ()	7	8	1	0	٥		Ø)	-	(17) +	(18)		,[0]	L		*					1	4	5	3
		2) — (3) >承じを取り消され 3() 5既に控辞され 5特別控除額の加加	れた	5.			M		11 3	1			O.	*1	3	U		計		余 し (1)	3)		20								1	4	5	3
P	1 課 1位	十批讀潔和益命	> 311				¥	#	4	ä		=#	Į.	O	0	0		算-		しきれた (19) —	(20)		21						¥					
	同士	売品報告記念。 に対する税		4.0			¥	-		×_			×	U	0	0		土地鎮濱和		也譲			200											0
	(2	2)+(23)+(24)					¥.		II.	-1-	JI.			221	223			類	同 (別	表三(二	の二) !	上 ^[28])	23											0
	(別 EEL L	表三(一) [4]) に対する税		15						1			1	0	0	0		の内訳	同 (別	表三(:	Ξ) Γ2	上(31)	24										0	0
		表三(一)[8])		Ά.							1							0)	-	税額等 (2)	の還付		25											
		FAZ Jones	<u>,</u>							¥			í		0	0		申告に		間 納 (15) —	付		26	Ī				5	7	1	9	3	0	0
	(4) + ((5) + (7) + (9)	計	10					Ç	, ()	7	8	4	9	0		による	欠損	金の紅	乗戻!	しに	11.77	7				100		1 24				V
	可控注于自	発相当護氏が外国関係会さ 8所得税関第相当護の途) DVG)+別表十七(三カ六)	岩質	П													Н	湿付	よる	還付記		党額	46											
		(基づく過大申告)		įŽ.														金額		計 + (26) + (;		28					5	7	1	9	3	0	0
0		余 税 pii 5139) かまりかい全	額	Įβ						Ĭ	İ	Ï	1	4	5	3	1/	申り告		申 性 (60	11		19)											
	引所得	に対する法人移 11) - (12) - (13	拉額	14.			Ī	Ϊ	9	9 6	,	7					# # # #	ちる場	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	単語	上の類	村人村	30:										0	0
		11)-(12)-(13		(5)				114	II s			. 1		=//	0		3	「担命	R (±5/3	(0)	の当期	#5 GP 105			1			_ 1					U	U
1	確定	中間自告の場合は	20	ca i			N.		. 5	6)	o V	3	U	0		音しく	(12/21)	4の計。+ 又は別表	L(三)「	10]))					Ш							
()	(15)	税額とし、マイナー 場合は、(26)〜記 所得の金額	入	10			¥	1	II.				N N		0	0	1			- 八損金			32								-			
Ē	進法人世	所得の法人領 対する法人 課税留保金額	領に	1.3			-		9	9 9		7	8	4	9	0		_ (1)		こよる) - (4:		金額	45						5	8	9	0	0	0
1	類類	課党留保金額 (9)	植	VE.									N.					申	š.	計學。	油气	額点	16				Н			5080		V	J	J
	四木 1分	(33) + (34)		15-1 					9	9 8		7	8	0	0	0)告 Iで	申	単規留ける	(68) 保金	額に	15										-	
		法 人 税 2 (58)		ib.					1	, C	2	2	7 🖁	7	3	4	#	4.	前	果税標:	(69)	201121217	131					-				0	0	0
		順に係る地方法人関 (59)		7							L						63	188	1.99(5)		(70)		123				H			H		0	0	0
	(3	方法人税额 6)+(37)	- 1	8:					1	0	2	2	7	7	3	4	1 1			先行							Н					Ш	0	0
			事	9			i i	I		ļ	I							(剰	金金金の景	の分質	正 の	金割	Į I											Ц
	国税	額の控除額 (六(二)「50」)	Ą	h.						T						ī	猪	の分	型マル 配マル しの E							決算	確定∉	日日		4		6	2	8
	経理に	- 基づく過大申告の 控除地方法人税額								Ī			Í	Î		Í	湾	置す		三菱U	FJ	無	<i>1</i> =)渋	<u>г</u> ф4		上店 使				郵	便局名		
	引地	方法人税割)-(40)-(41	ã.	2					1	0	2	2	7	7	0	0	作を受け	する金				金庫		,		t	出張	所	普通	預金	÷			
		か地方法人税額		3				Ë	1	6			3	7	0	0	l l	、機	口座	5 0	7		6 5	7		と銀行	7)	.(7)						
11	確定 (中間 目告の場合 (1-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2	00	1					II.		11		H		0	0	ر 2	関: 等			, / 処理相	-	U D	, (貯金記	무출무			-	-				

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。(□ 加算税

税署	理	士名	森	大志	
19		-[0]			

別表一次葉

 事業年度
 3 4 1 人

 皮度
 4 3 3 1

 4 3 3 1

 4 4 3 6

Γ			——— 法		人	税		頸		<u>σ</u>)	青			算		
	8	のうち中小法人等の年 当 額 以 下 の :800万円× <u>12</u> のうち少	金 額	50		8, 00			50)					当		53	1, 200, 000
(#	1)0	かうち特例税率の適用が 等の年10億円相当額を超 (1)-10億円× <u>12</u>	える金額	51			000	(;	51)	Ø	22. 0	%	相	当	額	54	
7	= (の他の所得(1)-(50)-(51)	金額	52		48, 59	1000	(!	52)	の	23, 2	%	相	当	額	55	11, 273, 112
			地	力	法	人	7	锐		額	の		計		算		
Ē	斤得	の金額に対する法 (33)	人税額	56		9, 978	8000	({	56)	の	10. 3	%	相	当	額	58	1, 027, 734
訍	₽税 l	留保金額に対する法 (34)	人税額	57			000	(5	57)	Ø	10. 3	%	相	当	額	59	
	_	1	この	#	告が	修正	申台	<u></u>	で	あ	る場	合	Ø	計	算		
法))	所得金額又は欠打	員金額	60				地	1.3		得 の : 人				る額	68	
人	0	課税土地譲渡利益	益金額	61				方			税 留 保 人				る額	69	
税	申告	課税留保金	金額	62				法人	申	課	税 標 (6		法 人 (69)		額	70	000
額	前	法 人 税	額	63				税	告	確	定 地	方;	生 人	、税	額	71	
	0	還 付 金	額	64	外			額の	前	中	間	還	ſ	寸	額	72	
の	又((1	の申告により納付すべき社 は減少する 還付請す 6) - (63)) 若しくは((16) よ((64) - (28))	、税額	65	外		00	34	の	欠打還	貴金の 付		更し金	によ	る額	73	
計	この申	欠損金又は災害損失 の 当 期 控 N		66				算	地(4	方 小 - (7	告に。 法 (1)) 若し (45))	人 () ti (44)+	税 (72) -	額	74	00
算	告前の	翌期へ繰り越す久又は災害損		67													